

令和6年度
府有財産の貸付け（一般競争入札）案内書
（元堀川警察署跡地）

令和6年9月2日

京都府

<目次>

第1	募集の内容	1
第2	入札参加資格	2
第3	入札参加手続き	4
第4	入札	6
第5	契約の条件	11
第6	契約の締結	13
第7	その他	14
令和6年度	府有財産貸付入札要綱	15
別紙1	「物件調書」	22
別紙2	「府有財産有償貸付契約書」	28
別紙3	「交番建物の賃貸借契約に関する覚書」	39
別紙4	「交番建物の取得等に関する覚書」	40
	参加申込提出書類一覧	41
	参加申込書	43
	誓約書	45
	委任状	47
	役員等一覧表	49
	事業計画書	51
	現地説明会参加申込書	53
	入札書記入例	55
	お問い合わせ先・受付	56

第1 募集の内容

1 趣旨

京都府が所有する土地である「元堀川警察署跡地（京都市下京区猪熊通五条上る柿本町568番・569番合併、京都市下京区堀川通松原下る橋橋町2番）（以下「本物件」という。）」について、事業要件等を定めた上で、一般競争入札により、予定価格以上の最も高い金額で入札された事業者へ貸し付けるものです。

2 本物件の概要

所在地	地目	貸付対象面積(m ²)	貸付期間	予定価格 (貸付期間の総額)
京都市下京区猪熊通五条上る柿本町 568 番・569 番合併、京都市下京区堀川通松原下る橋橋町 2 番	宅地	2,236.20	令和7年4月1日 ～ 令和57年3月31日 (50年間)	2,780,000,000円 (年額55,600,000円 ×50年間)

詳細は別紙1「物件調書」のとおり

3 事業要件

借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権（以下「一般定期借地権」という。）により、その存続期間（50年間）において、令和9年3月31日までに次に掲げるいずれかの事業を実施する必要があります。

(1) 交番建物の賃貸事業（交番以外の建物と合築する場合）

本物件の東側に位置する場所（堀川通に接道）に別途配布する「交番設計標準（合築）」のとおり建物を整備するとともに、しゅん工した当該建物の一部（交番部分）を京都府へ賃貸すること。なお、別紙3で示す覚書に基づき京都府警察本部と協議の上、定期建物賃貸借契約を締結する。

(2) 交番建物の整備・譲渡事業（交番建物を単独で整備する場合）

本物件のうち東側に位置する場所（堀川通に接道）に交番建物の敷地とする部分を京都府との協議により確定の上、本物件を交番敷地とそれ以外に分筆し、京都府へ引き渡すこと。なお、別紙4で示す覚書に基づき京都府警察本部と協議の上、工事請負契約を締結する。

※ 上記交番建物を整備した上で生じる余剰床は、収益施設等として活用することができます。ただし、複数の者に所有権を移転する施設（定期借地権付分譲マンション等）の整備は認められません。

※ 貸付期間の更新はできません。また、京都府は建物の買取りはしないため、事業者は貸付期間の満了の日までに、本物件上の建物及び建物以外の工作物を自己の費用により撤去の上、更地の状態にして返還する必要があります。

※ 本物件は、現状有姿のまま引き渡します。なお、申込時と契約時において現況に変更があった場合においても、契約時の状況が優先します。

第2 入札参加資格

1 参加制限

次に掲げる者は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者
- (4) 本公告の日から入札日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 役員等（入札参加者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 前記（5）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員等若しくは構成員
- (9) 令和6年度府有財産貸付入札要綱の内容を承諾せず、遵守できない者
- (10) 公有財産の貸付について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

2 資格要件

入札に参加する者は次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 本物件における事業の主体となり、契約を締結する者であること。
- (3) 令和6年度府有財産貸付入札要綱（以下「入札要綱」という。）貸付条件、締結

- した契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (4) 貸付料のほか、当該事業の実施に必要な経費を確実に支払う資力及び信用力を有する者であること。

第3 入札参加手続き

1 担当部署及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁2号館6階）

京都府総務部府有資産活用課

電話 075-414-5434 FAX 075-414-5399

メールアドレス huyushisan@pref.kyoto.lg.jp

2 案内書の配布

(1) 配布期間

令和6年9月2日（月）～令和6年9月30日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布時間

午前9時～午後5時（正午から午後1時までを除く。）

(3) 配布方法

上記1の担当部署での配布又は京都府ホームページからもダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/r6kashituke.html>

3 交番設計標準の配布

(1) 配布期間

令和6年9月2日（月）～令和6年9月30日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布時間

午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く。）

(3) 配布方法

次の担当部署へ連絡のうえ、入手してください。

担当部署：京都府警察本部総務部会計課（電話 075-451-9111 内線 2293）

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪ノ内町 85 番地 3

4 現地見学会

(1) 日時

令和6年9月17日（火）午後2時～午後3時

(2) 集合場所

現地

(3) 参加申込

「現地見学会参加申込書（53ページ記載）」に必要事項を記入の上、電子メールにより、お申込みください。

現地説明会は事前申込制とし、令和6年9月10日（火）午後5時までに申込がなかった場合、実施致しません。

5 関係資料の閲覧

(1) 閲覧期間

令和6年9月2日(月)～令和6年9月30日(月) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 閲覧時間

午前9時～午後5時(正午から午後1時までを除く。)

(3) 閲覧方法等

次の資料の閲覧を希望する場合には、電子メールにより、あらかじめ上記1～日時の調整をした上で来庁してください。

資料：建物解体設計図、登記事項証明書、公図、地積測量図

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

「参加申込み提出書類一覧(41ページ記載)」のとおり

(2) 提出期間

令和6年9月2日(月)～令和6年9月30日(月)

(3) 提出方法

ア 持 参

土曜日、日曜日及び祝日を除いた午前9時から午後5時までに持参すること。(正午から午後1時までを除く。)

イ 郵 送

必ず「簡易書留」で郵送するとともに、提出期間内に必着とすること。

(4) 提出場所

上記1のとおり

(5) その他

次のいずれかに該当する申込みは受付できませんので、ご注意ください。

ア 提出期間を過ぎてから本府に到着したもの

イ 参加申込書、役員等一覧表及び誓約書の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの

ウ 申込みに必要な添付書類が不足しているもの

第4 入札

1 入札日及び会場

○日時

令和6年10月22日（火）午前10時30分

○会場

京都府庁旧本館 1階 第1会議室

2 受付

- ・入札当日の受付は午前9時30分から行います。
- ・入札開始時刻までに受付をお済ませください。
なお、受付までに入札保証金の納付が必要となります。（8～9ページを参照）
- ・入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ・会場の都合により、入室できる方は、2名までとさせていただきますので、ご了承ください。

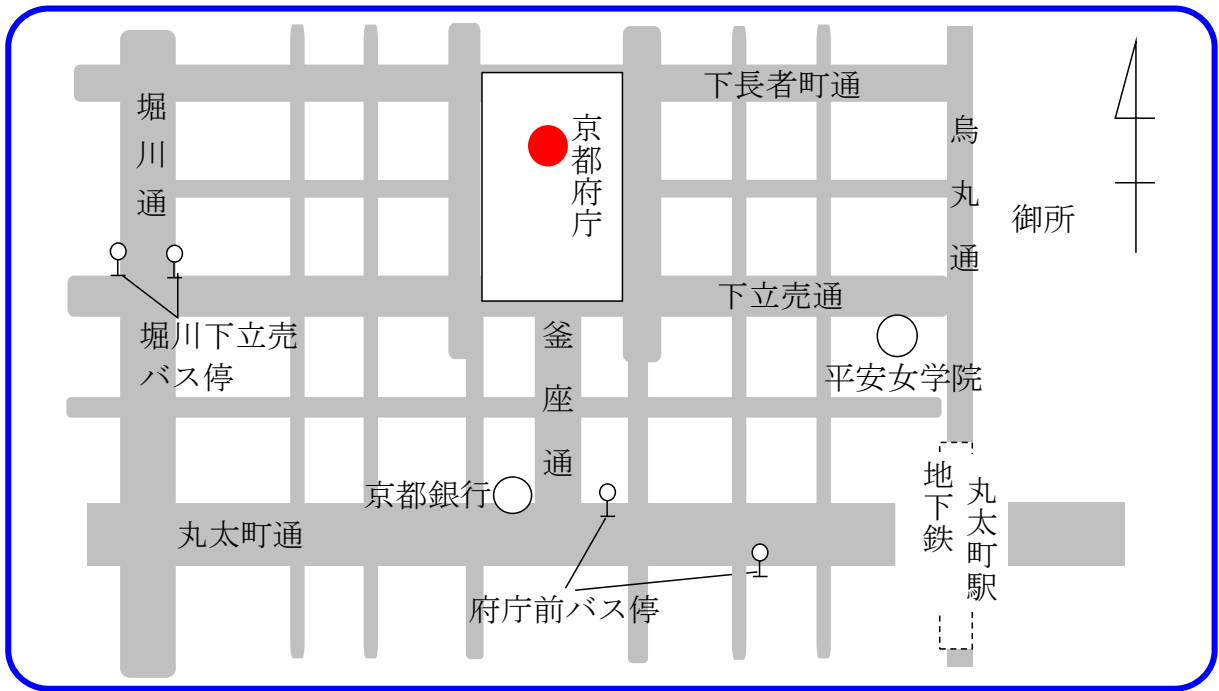
3 当日に持参していただくもの

- (1) 令和6年度 参加申込書（受付印が押印されたもの）
- (2) 入札保証金納付書控え（領収印が押印されているもの）
- (3) 委任状（代理人の方が参加される場合のみ）
本書に添付のもの（47ページ。コピー可）を使用して作成し、持参してください。
- (4) 印鑑
代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を持参してください。
なお、代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。
- (5) 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- (6) 本書（「令和6年度 府有財産の貸付け（一般競争入札）案内書（元堀川警察署跡地）」）

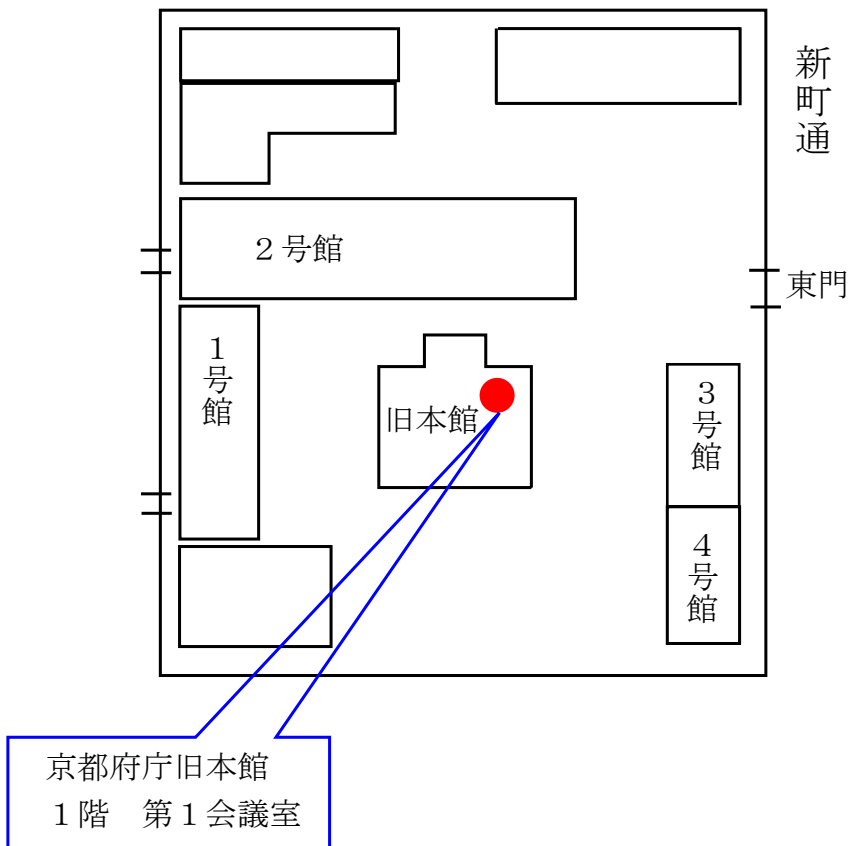
※提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

4 入札会場案内図

京都府庁旧本館 1階 第1会議室
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)



(府庁内の拡大図)



5 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加される方には、入札当日の受付までに入札保証金を納付していただく必要があります。
- (2) 入札保証金は、入札参加申込み締切後、京都府において資格審査を行い、入札参加を受け付けた方に対して入札参加証とともに納付書を送付しますので、入札当日の受付までに金融機関にて納付の上、入札当日は納付書控え（領収印が押印されているもの）を持参してください。
- (3) 予定価格（50年間の貸付料総額2,780,000,000円）を下回る額の入札は無効になりますので、それを見越した上で、[例]のように、必要な額を納付するようにしてください。
- (4) 入札保証金は入札者が見積もる価格（50年間の貸付料総額）の1,000分の3（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を納付してください。

[例]

（予定価格（50年間総額））

2,780,000,000円（55,600,000円/年×50年）

（入札しようとする金額（50年間総額））

（入札保証金）

$$3,000,000,000円 \times \frac{3}{1,000} = 9,000,000円$$

※入札保証金は必ず、50年間の貸付料総額の1,000分の3以上の額とすること。

- (5) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後にお送りする還付請求書が提出され次第、京都府会計規則に基づき速やかに還付手続きを行います。請求書の提出から還付まで2～3週間かかりますのでご承知おきください。
なお、入札保証金には利息を付しません。
- (6) 落札決定を留保した場合（※）は、落札者を決定するまでの間、入札者の入札保証金については、還付することができません。
ただし、開札後、入札参加者から落札者決定前に、別途「入札辞退届」が提出された場合には、入札保証金を還付します。
- （※）府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が、入札要綱第3(5)及び(6)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札参加者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きを実施しますが、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、落札者の決定を留保します。

- (7) 落札者が契約を締結しない場合、(落札後、入札要綱第3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、入札保証金は違約金として京都府に帰属し、お返しすることはできません。

6 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書は、入札当日にお渡しいたします。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名)を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の印鑑(印鑑登録されているものに限る。)を押印してください。
- (3) 入札書への金額記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- (4) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ア 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、京都府の確認を得ないで代理人がした入札
 - イ 指定の時刻までに提出しなかった入札
 - ウ 所定の入札書によらない入札
 - エ 入札保証金を納付していない者の入札
 - オ 入札金額が入札保証金の3分の1、000倍を超える入札
 - カ 予定価格を下回る額の入札
 - キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
 - ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - コ 入札金額を訂正した入札
 - サ 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした場合のその全部の入札
 - シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
 - ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
 - セ 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
 - ソ 入札要綱に違反した入札

7 開札、落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、**京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格**をもって入札した方を落札者とします。

ただし、府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が入札要綱第3(5)及び(6)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

イ アに該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

ただし、当該くじ引きにより決定した落札候補者が入札要綱第3(5)及び(6)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、落札者の決定を留保します。

- (3) 落札者の決定後、落札者の名称及び落札金額を、入札者にお知らせします。

また、落札者の決定後、入札結果について、落札金額、落札者の名称を京都府ホームページ等において公表します。

さらに、落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者の名称、代表者名、所在地及び落札金額を公表します。

第5 契約の条件

1 契約の方法

借地借家法第22条の規定に基づき、令和7年3月31日（月）までに別紙2「府有財産有償貸付契約書」を締結してください。なお、複数の法人で構成するグループの場合、代表法人が契約を締結してください。

また、別途、令和7年3月31日（月）までに別紙3「交番建物の賃貸借契約に関する覚書」又は別紙4「交番建物の取得等に関する覚書」を京都府知事（警察本部）と締結する必要があります。

2 貸付条件

賃借権を分割し、又は、当該賃借権、建物その他の工作物の所有権若しくは保証金返還請求権を分割して譲渡してはいけません。よって、複数の者に所有権を移転する施設である定期借地権付分譲マンション等の整備はできません。

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和57年3月31日までの50年間とします。なお、貸付期間の更新はできませんので、事業者は、貸付期間の満了の日までに、建物及び建物以外の工作物を自己の費用により撤去の上、更地の状態にして返還する必要があります。

4 貸付料（地代）

有効な入札を行った方のうち、入札書に記載された金額が、京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

予定価格（50年間の貸付料総額）	2,780,000,000円
------------------	----------------

5 貸付料の改定

所定の算定基準に基づき3年ごとに改定します。府有財産有償貸付契約書第6条第2項)

6 貸付料の支払時期等

各年度の貸付料は、毎年4月30日までに、その年度の属する貸付料を一括で支払うものとします。

7 契約保証金

事業者は、貸付契約の締結に当たり、契約保証金として3年分の貸付料の100分の10の金額を支払う必要があります。（府有財産有償貸付契約書第5条）

8 地下埋設物及び埋蔵文化財発掘調査等の取扱い

本物件は現状有姿のまま引き渡します。よって、地下埋設物の撤去及び埋蔵文化財発掘調査等が必要となる場合、事業者の責任及び費用負担により実施いただく必要があります。なお、事業者が上記3の貸付期間前に当該調査等を開始する場合には、京都府財産取扱規則（昭和39年京都府規則第16号）に基づき、事業者に対して有償貸付けをすることが可能です。

第6 契約の締結

1 契約の名義人

契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。

複数の法人で構成するグループの場合、代表法人が契約を締結してください。

2 契約締結期限

落札者は、落札決定を留保した場合を除き、令和7年3月31日(月)までに契約を締結してください。

落札者が期限までに、契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

また、入札保証金は違約金として京都府に帰属し、お返しすることはできません。

3 公租公課等

契約書（京都府保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

4 その他

落札者が、本物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

第7 その他

- (1) 提出書類を提出した後、京都府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがあります。
- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び京都府、京都市の条例等により指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (3) 本物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

令和6年度 府有財産貸付入札要綱

【入札物件】

- 第1 貸付をする府有財産は、別掲（令和6年度府有地貸付物件）のとおりとする。
ただし、京都府の都合により途中で入札を中止することとした場合は、京都府ホームページにより中止の公告を行う。
- 2 本貸付は登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても、貸付料の変更は行わない。

【参加申込み】

- 第2 入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、所定の書類及び方法により、所定の期日までに参加の申込みを行わなければならない。

【入札に参加できない者】

- 第3 次に掲げる者は参加資格を有しない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者
 - (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者
 - (4) 本公告の日から入札日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けている者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 役員等（入札希望者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 前記(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
 - (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員等若しくは構成員
 - (9) 令和6年度府有財産貸付入札要綱の内容を承諾せず、遵守できない者
 - (10) 公有財産の貸付について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

【入札参加資格を有する者】

第4 次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 本物件における事業の主体となり、借地契約を締結する者であること。
- (3) 第21に示した貸付条件、締結した契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (4) 貸付料のほか、当該事業の実施に必要な経費を確実に支払う資力及び信用力を有する者であること。

【留意事項】

第5 入札希望者は、この入札要綱、物件調書及び府有財産貸付契約書の各条項並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。

- 2 入札、入札保証金及び契約保証金の納付並びに貸付契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。

【物件の確認】

第6 現地説明及び参考資料の閲覧は、別掲の日時及び場所において行う。

- 2 入札希望者は、申込みの前に現地の確認を行うものとする。

【入札日時及び会場】

第7 入札は、別掲の日時及び場所において行う。

【入札保証金】

第8 入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は、入札執行当日の受付までに入札保証金として、入札金額（50年間の貸付料総額）の1,000分の3以上（1円未満切上げ）の額を納めなければならない。

【入札】

第9 入札は、入札当日に配付する所定の入札書により行う。

- 2 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、別掲の様式により委任状を提出しなければならない。

【入札書の書き方】

第10 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の実印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印するものとする。

- 2 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付けるものとする。

【入札書の書換え禁止等】

第11 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

【入札の無効事由】

第12 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、京都府の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の3分の1,000倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (15) 本入札要綱に違反した入札

【開札】

第13 開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

【落札者の決定方法】

第14 落札者の決定は、次の方法による。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、府の予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者が、第3(5)及び(6)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保する。当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。
- (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。
ただし、くじ引きにより決定した落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、落札者の決定を留保する。

【入札結果の公表】

第15 開札の結果、落札者があるときはその法人の名称及び落札金額を入札者に知らせるものとする。

- 2 落札者の決定後、入札結果について、落札金額、落札者の名称を京都府ホームページにおいて公表する。
- 3 落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者の名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表する。

【入札の変更等】

第16 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

- 2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

【入札保証金の還付等】

第17 入札保証金は、落札者を除き、入札者から還付請求書が提出されたときは、規則に基づき速やかに還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

【入札保証金の帰属】

第18 落札者が契約を締結しない場合（落札後、本入札要綱第3に該当する者であること又は第4の資格を満たさない者であることが判明し、その入札が無効となったときを

含む。)は、入札保証金は違約金とし京都府に帰属するものとする。

【契約不適合の責任】（府有財産有償貸付契約書第12条）

- 第19 落札者は、貸付財産に係る別添物件調書の記載内容を了承したうえ、貸付財産を借り受けるものとする。なお、落札者は、本項の別添物件調書記載の残存物の存在を理由として、民法第559条において準用する第562条から第565条までに規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに民法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還請求を行うことができない。
- 2 落札者は、貸付財産に契約不適合部分（「目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分のこと」をいう。以下同じ。）を発見した場合は、速やかに京都府にその旨を通知するものとし、当該通知が引渡しの日から2年以内であるときは、京都府が使用収益に支障があると認めるときに限り、京都府において契約不適合部分を修補することにより履行の追完を行うものとする。
- 3 前項の規定に基づき京都府において契約不適合部分の修補を行う場合は、京都府はその旨を落札者に通知し、落札者はこれに協力するものとする。
- 4 落札者は、第2項の契約不適合部分の存在を理由として、民法第559条において準用する第563条から第565条までに規定する担保の責任に基づく貸付料の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことができない。
- 5 落札者は、第2項の契約不適合部分の修補を自ら行った場合において、支出した費用（民法第608条に規定する必要費及び有益費を含む。）を京都府に償還請求しないものとする。
- 6 落札者は、第2項の規定に基づき京都府において契約不適合部分の修補を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。
- 7 第2項の規定に基づく京都府による契約不適合部分の修補の期間中、落札者の使用収益が制限される場合においては、第4項の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて落札者は京都府と協議することができるものとする。

【契約の締結】

- 第20 京都府と落札者との契約は、借地借家法第22条の規定に基づき、令和7年3月31日（月）までに別添「府有財産有償貸付契約書」を締結する。なお、複数の法人で構成するグループの場合、代表法人が契約を締結する。
- また、別途、令和7年3月31日（月）までに別添「交番建物の賃貸借の契約に関する覚書」又は「交番建物の取得等に関する覚書」を京都府知事（警察本部）と締結する。
- なお、落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知する。
- 2 落札者は、府有財産有償貸付契約書に基づき締結しようとするときは、契約締結までに、契約保証金として3年分の貸付料の100分の10（1円未満切上げ。）に相当する額を契約保証金として納付しなければならない。（府有財産有償貸付契約書第5条）
- 3 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

【貸付条件】

- 第21 落札者は、貸付財産を次の各号の用に使用してはならない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用
- 2 貸付期間は、令和7年4月1日から令和57年3月31日までの50年間とする。
- なお、落札者は、貸付期間の満了の日までに、建物及び建物以外の構造物を自己の費

用により撤去の上、更地の状態にして返還するものとする。

3 貸付料は、所定の算定基準に基づき3年ごとに改定する。（府有財産有償貸付契約書第6条第2項）

4 本物件は現状有姿のまま引き渡すものとする。よって、地下埋設物の撤去及び埋蔵文化財発掘調査等が必要となる場合、落札者の責任及び費用負担により実施するものとする。

なお、落札者が第2項の貸付期間前に当該調査等を開始する場合には、京都府財産取扱規則（昭和39年京都府規則第16号）に基づき、落札者に対して有償貸付けをすることが可能である。

5 交番建物に係る事業として、令和9年3月31日までに、次に掲げるいずれかの事業を実施するものとする。

(1) 交番建物の賃貸事業（交番以外の建物と合築する場合）

本物件のうち東側に位置する場所（堀川通に接道）に別途配布する「交番設計標準（合築）」のとおり建物を整備するとともに、しゅん工した当該建物の一部（交番部分）を京都府へ賃貸すること。（第20の1項で示す交番建物の賃貸借の契約に関する覚書に基づき京都府警察本部と協議の上、定期建物賃貸借契約を締結。）

(2) 交番建物の整備・譲渡事業（交番建物を単独で整備する場合）

ア 交番建物の敷地の分筆

本物件のうち交番建物の敷地とする部分を京都府との協議により確定の上、本物件を交番敷地とそれ以外に分筆する。

イ 交番建物の建設

アの交番敷地に別途配布する「交番設計標準（戸建て）」のとおり建物を整備する。

なお、交番建物の仕様及び建設に係る概算額について、京都府との協議により決定する。

ウ 交番建物の譲渡

交番建物がしゅん工した時点で京都府が検査し、必要な機能を有していることを確認することができた場合は、適正な価格（事業者が交番建物の整備に当たり負担した敷地に係る借地料を含む。）で、当該交番建物を京都府に譲渡する。（第20の1項で示す交番建物の取得等に関する覚書に基づき京都府警察本部と協議の上、交番敷地とそれ以外に分筆を行い、府有財産有償貸付契約第1条第1項に規定する数量について、交番敷地を除く数量等に変更する。）

エ 敷地等貸付契約の変更

交番建物の引渡し同時に、交番建物の敷地等に係る貸付契約について、交番敷地を除く数量等に変更するものとする。（なお、変更後の貸付料は、京都府と協議の上、当初貸付料から交番敷地面積分の賃借料相当額を差し引いた金額に変更する。）

6 第20の契約に基づく賃借権を分割し、又は、当該賃借権、建物其他工作物の所有権若しくは保証金返還請求権を分離して譲渡しないこと。よって、複数の者に所有権を移転する施設である定期借地権付分譲マンション等の整備はできない。

7 落札者は、貸付期間が満了するときは貸付期間満了の日まで、又は、本契約が解除されたときは京都府の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物其他工作物を除去し、貸付財産を京都府に更地で返還しなければならない。

8 京都府は、貸付条件に係る義務の履行を把握するため、必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。

【契約保証金の帰属】

第22 落札者が契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として京都府に帰属するものとする。

【物件引渡しの時期】

第23 落札物件は、貸付期間の初日に落札者に引き渡したものとする。

2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

【落札者の賃貸制限等】（府有財産有償貸付契約書第13条から第15条まで）

- 第24 落札者は、貸付財産を第三者に転貸しようとするときは、事前に、その理由を記載した書面によって京都府に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 落札者は、本件賃借権を第三者に譲渡しようとするときは、事前に、その理由を記載した書面によって京都府に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 第1項から前項までに定める京都府の承認は、書面によるものとする
- 4 落札者は、本件賃借権を分割し、又は、本件賃借権、建物その他工作物の所有権若しくは保証金返還請求権を分離して譲渡してはならない。（第21の6再掲）
- 5 落札者は、第3項の規定に基づき京都府の承諾を得て本件賃借権を譲渡するときは、本契約の内容、落札者の京都府に対する保証金返還請求権及び本契約に基づく落札者の京都府に対する一切の債務を、本件賃借権を譲り受ける者に承継させなければならない。
- 6 落札者は貸付財産を第三者に貸付け、又は落札者が建設した建物をその他の工作物に賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定する場合には、当該第三者との間で締結する契約において、建物の敷地が借地借家法第22条に規定する定期借地権に基づくものであり、貸付期間満了により、借地権が消滅し、建物を取り壊すことを明示しなければならない。

【公租公課等】

- 第25 落札物件の貸付に係る貸付契約書等作成に要する印紙税等は、落札者の負担とする。

【遵守事項】

- 第26 入札者は、本入札要綱のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

別掲内容

1 令和6年度府有地貸付物件

物件所在地	土地	建物	予定価格 (貸付期間の総額)
京都市下京区猪熊通五条上る柿本町 568 番 ・ 569 番合併、京都市下京区堀川通松原下 る橋橋町 2 番	2,236.20 m ² (公簿)	無	2,780,000,000 円 (55,600,000 円 ×50 年間)

※ 都合により入札を中止する場合があります。中止の場合は、入札中止の公告を京都府ホームページにおいて行います。

2 現地説明会日時・場所

(1) 開催日時

令和6年9月17日(火) 午後2時から午後3時まで

(2) 場所

物件の所在地

3 参考資料閲覧日時・場所

○日時

令和6年9月2日(月) から令和6年9月30日(月) まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧時間：午前9時～正午

午後1時～午後5時

○場所

京都府総務部府有資産活用課(京都府庁2号館6階)

・参考資料の複写はできません。

○閲覧可能資料

- ・建物解体設計図
- ・登記事項証明書
- ・公図
- ・地積測量図

4 入札日時・場所

○日時

令和6年10月22日(火) 午前10時30分

○場所

京都府庁旧本館 1階 第1会議室

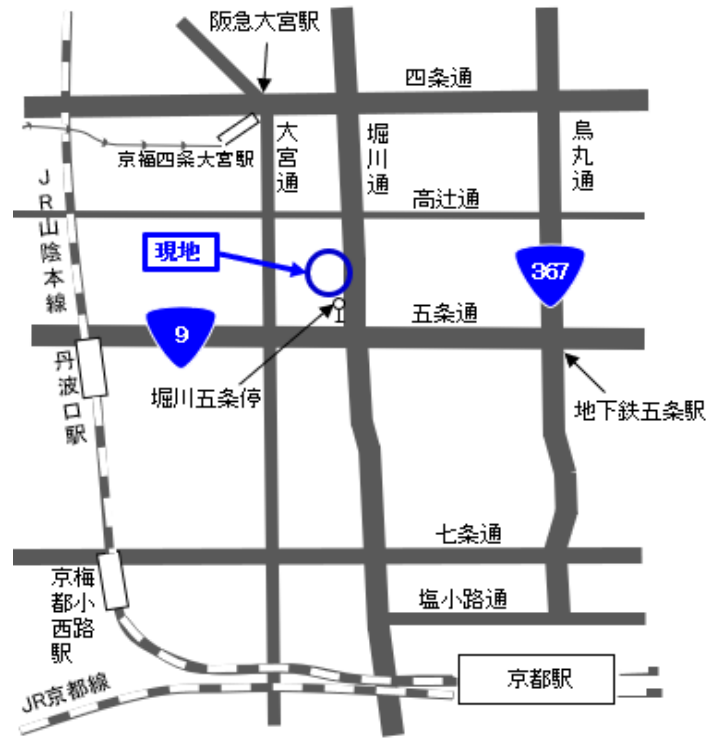
物件調書

所在地	京都市下京区猪熊通五条上る柿本町568番・569番合併、京都市下京区堀川通松原下る橋橋町2番					
1 土地の概要						
面積	登記	2,236.20㎡	地目	登記	宅地	
	実測	2,236.20㎡		現況	宅地	
接面道路の状況	東側 府道 幅員約50m 舗装有 歩道有 高低差 ほぼ等高 (建築基準法第42条第1項第1号の道路) 西側 市道 幅員約5.4m 舗装有 歩道無 高低差 ほぼ等高 (建築基準法第42条第1項第3号の道路)					
地勢等	形状:東西に細長い不整形地 地勢:概ね平坦					
法令等による制限	都市計画区域	都市計画区域内		区域区分	市街化区域	
	用途地域	商業地域				
	建蔽率	80%	容積率	700%		
	高度規制	31m第1種高度地区		防火指定	準防火地域(一部防火地域)	
	その他の規制	市街地型美観形成地区(一部沿道型美観地区(都心部幹線地区)) 屋外広告物規制 第5種地域(一部沿道型第5種地域) 遠景デザイン保全区域 都心部駐車場整備地区 周知の埋蔵文化財包蔵地(平安京跡、烏丸綾小路遺跡《特別一般遺跡》)				
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容			
供給処理施設状況		利用可能な施設	配管等の状況		事業所名号	
	電気	関西電力	前面道路架空ケーブル有		関西電力(株)コールセンター 0800-777-8810	
	ガス	大阪ガス	東側道路配管 有 300mm 引込管 無 西側道路配管 有 300mm 引込管 有 25mm	大阪ガスネットワーク(株) 導管情報センター (06)-6202-2141		
	上水道	市営水道	東側道路配管 有 150mm 取付管 無 西側道路配管 有 150mm 取付管 有 20mm	京都市上下水道局水道部 南部給水工事課 (075)-672-3507		
	下水道	公共下水	東側道路配管 有 300mm 取付管 有 150mm 西側道路配管 有 300mm 取付管 有 150mm	京都市上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター (075)-672-7787		
現地までの交通機関	鉄道	阪急京都本線 大宮駅の南方 道路距離 約800m 徒歩 約10分 地下鉄烏丸線 五条駅の北西方 道路距離 約900m 徒歩 約11分 JR山陰本線 丹波口駅の北東方 道路距離 約1.2km 徒歩 約15分				
	バス	京都市バス 堀川五条停の北方 道路距離 約160m 徒歩 約2分				
公共施設	区役所	下京区役所 物件の南方 道路距離 約1.6km 徒歩 約20分				
	小学校	下京雅小学校 物件の東方 道路距離 約190m 徒歩 約2分				
	中学校	下京中学校 物件の南東方 道路距離 約950m 徒歩 約12分				

備考

- 1 京都市下京区猪熊通五条上る柿本町568番・569番合併 登記:1,978.28㎡(実測:1,978.28㎡)
京都市下京区堀川通松原下る橋橋町2番 登記:257.92㎡(実測:257.92㎡)
2筆計 登記2,236.20㎡、実測2,236.20㎡
- 2 本物件の境界は確定されています。
- 3 本物件は従前、南側件外土地(柿本町690番ほか 登記上の所有者:大蔵省)と一体になり、堀川警察署の敷地として利用されていましたが、同署は中京署及び下京署(元五条署)に再編され、平成24年春に用途廃止となっています。
本物件上に存した建物(RC造6階建 昭和38年3月新築 警察署本館ほか)は、令和3年11月に取壊され、以降、土地は未利用の状態です。
- 4 本物件には隣接する国有地(京都財務事務所所管)の囲繞地が存しており、維持管理に係る通行を認めています。
- 5 法令等による制限として、東側府道(堀川通)道路境界より11mまでは防火地域、同界より30mまでは沿道型美観地区(都心部幹線地区)及び屋外広告物規制(沿道型第5種地域)の指定を受けます。
- 6 上水道の利用に当たっては、工事及び加入金等の支払いが必要になる場合があります。
(お問合せ先:京都市上下水道局水道部南部給水工事課 TEL(075)-672-3507)
- 7 下水道の利用に当たっては、工事及び負担金の支払いが必要になる場合があります。
(お問合せ先:京都市上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター TEL(075)-672-7787)
- 8 物件地は埋蔵文化財包蔵地内に存するため、公共事業を除く開発工事等にあたっては、文化財保護法に基づく届出を要し、調査内容の指示(慎重工事、立会調査、試掘調査、発掘調査)が行われる可能性があります。
(お問合せ先:京都市文化市民局文化財保護課 TEL(075)-222-3130)
- 9 本物件は、地盤調査、土壌汚染調査及び地下埋設物調査を行っておりません。
- 10 京都府マルチハザード情報提供システムにおける水害ハザードマップにおいて、浸水想定区域の記載があります。
(お問合せ先:京都府危機管理部災害対策課 TEL(075)-414-4475、京都市防災危機管理室 TEL(075)-222-3210)
- 11 物件地の南西側に近接して関西電力下京変電所施設があります。また、西側は市道を介して妙恵会総墓地があります。
- 12 物件地内の構築物、残存物を含め、あくまで現状有姿での引き渡しであることに留意してください。
- 13 借受人等は、上記の記載事項を含め、隣接所有者、近隣者又は関係機関等と協議が必要な場合はすべて借受人等が行い、京都府は協議又は協議の結果について一切関与いたしません。

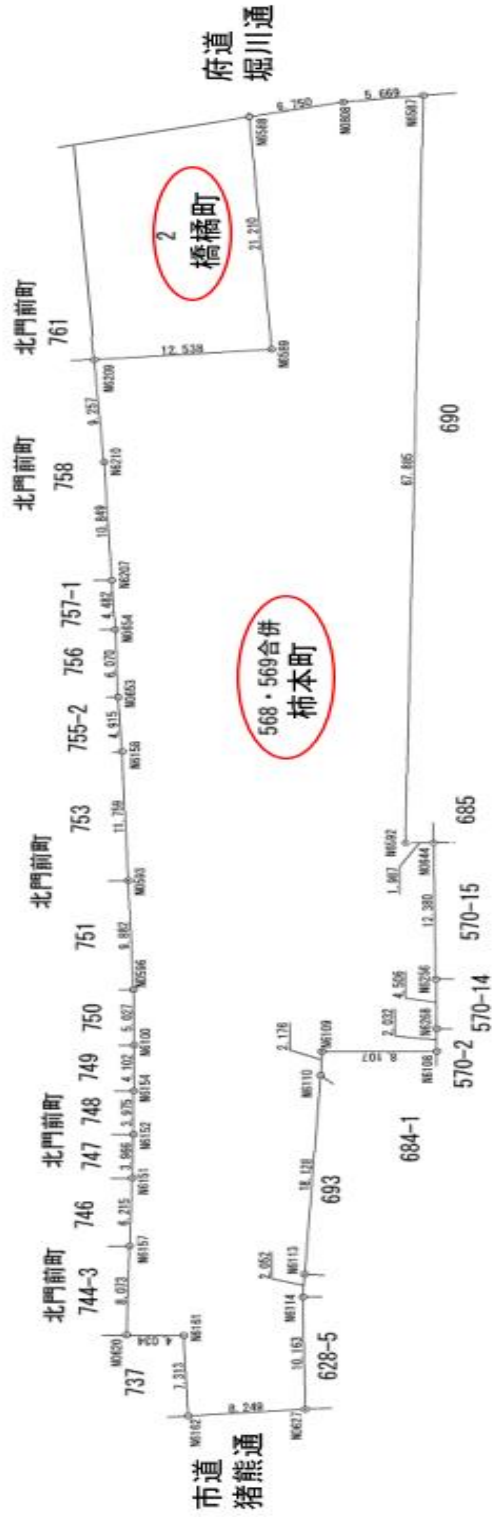
位置図



【拡大図】



明 細 図

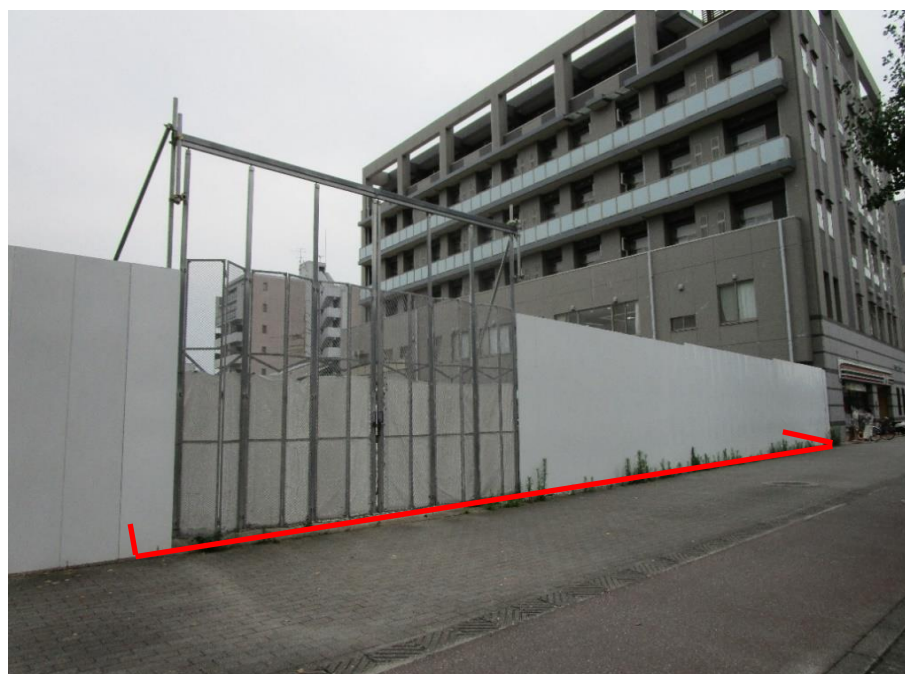


註:縮尺は変更しています

物 件 状 況



物件地内東側より撮影



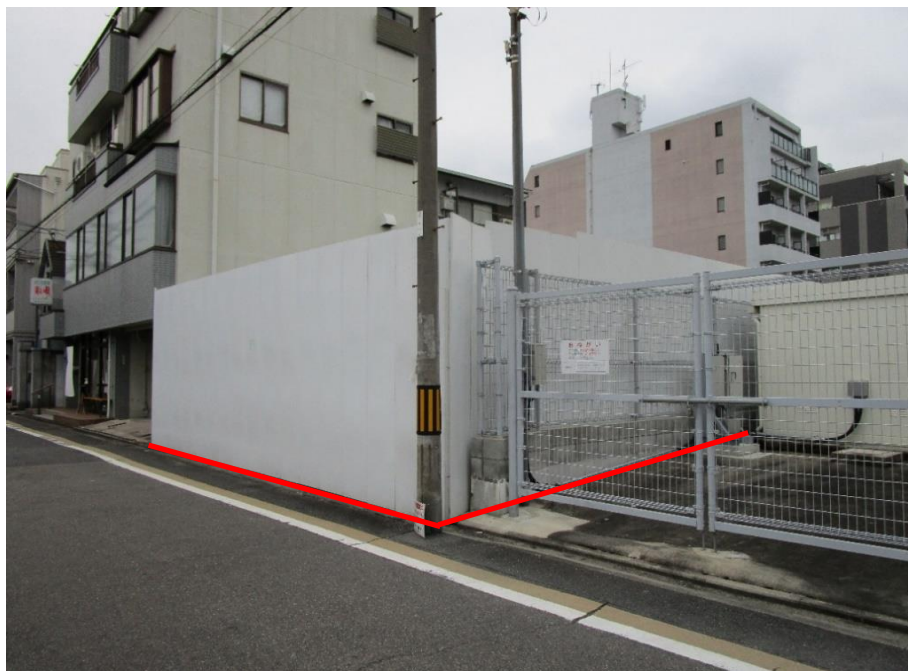
南東側より撮影

註: 赤線は、土地の範囲を示す目安であり、境界と完全に一致しているものではありません。

物 件 状 況



南東側より撮影



南西側より撮影

註: 赤線は、土地の範囲を示す目安であり、境界と完全に一致しているものではありません。

府有財産有償貸付契約書

貸付人 京都府（以下「甲」という。）と借受人 ○○（以下「乙」という。）とは、府有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく一般定期借地権（以下「本件借地権」という。）の設定を目的として、次の条項を内容とする契約を締結する。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量
京都市下京区猪熊通五条上る柿本町568番・569番合併、 京都市下京区堀川通松原下る橋橋町2番	土地	2,236.20㎡

2 前項に定める数量は、公簿面積による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（※交番敷地を分筆する場合に追加）

3 甲乙協議により第1項の貸付財産のうち東側に位置する場所（堀川通に接道）に交番建物の敷地とする部分を確定し、分筆した場合は、貸付財産の数量を変更し、書面により確認する。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和57年3月31日までの50年間とする。

2 前項に規定する貸付期間には、原状回復に要する期間を含む。

（借地権の設定等）

第3条 甲は、第1条に定める貸付財産を本契約に定める条件で乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとし、本件借地権を設定する。

2 本件借地権は賃借権とする。

3 本件借地権は、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による期間の延長がなく、また、乙は甲に対し、建物の買取り請求はできない。

4 本件借地権は、法第4条から第8条まで、法第13条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の規定は適用しない。

（使用目的）

第4条 乙は、交番施設に関して、「交番設計標準」のとおり整備しなければならない。

2 乙は、次の各号の用に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

（契約保証金）

第 5 条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（第 6 条第 1 項で確定している第 1 年次から第 3 年次までの貸付料合計額の 100 分の 10）円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第 25 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第 1 項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が第 23 条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第 1 項に定める契約保証金を乙に還付する。
- 5 甲は、第 1 項に定める契約保証金の全部又は一部について、賃料支払い、本件土地の原状回復、損害賠償その他本契約から生じる一切の債務に充当することができるものとし、充当した金額に相当する部分は甲に帰属するものとする。また、甲が本項に基づき契約保証金を充当した場合には、乙は、直ちに充当した金額に相当する金額を甲に納付するものとする。
- 6 乙は、第 6 条第 1 項に規定する期間を経過した後に係る契約保証金は、第 6 条第 2 項又は第 3 項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

（貸付料）

第 6 条 貸付料は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額
第 1 年次	自令和 7 年 4 月 1 日至令和 8 年 3 月 31 日	円
第 2 年次	自令和 8 年 4 月 1 日至令和 9 年 3 月 31 日	円
第 3 年次	自令和 9 年 4 月 1 日至令和 10 年 3 月 31 日	円

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については別添の貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は 3 年間とする。

3 前項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、貸付期間満了まで前項の規定を準用する。

(※交番敷地を分筆する場合に追加)

4 第1項第3項の規定により貸付財産の数量が変更された場合は、第1項の貸付料年額について、甲乙協議の上、当初貸付料から交番敷地面積分の貸付料相当額を差し引いた金額に変更し、書面により確認する。

(貸付料の納付)

第7条 乙は、毎年4月30日までに、その年度の属する貸付料を、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。なお、4月30日が京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条に規定する府の休日に当たるときは、府の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(貸付料の改定)

第8条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第6条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(貸付料の遅延利息)

第9条 乙は、第7条に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第26条に基づき算定した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第10条 本契約が解除され、又は終了した場合において、第5条第5項及び第24条第3項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料（以下「契約保証金等」という。）から第20条の規定に基づく違約金その他本契約に基づく乙が甲に支払うべき金銭債務を控除して契約保証金等の還付及び返還をするときは、まず未経過期間に係る貸付料から当該金銭債務を控除し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金からその残余の額を控除するものとする。

(物件の引渡し)

第11条 甲は、第2条第1項に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引渡したものとする。

2 貸付財産は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

(物件の修補請求等)

第12条 乙は、貸付財産に別添物件調書の記載内容を了承したうえ、貸付財産を借り受けるものとする。なお、乙は、本項の別添物件調書記載の残存物の存在を理由として、民法第559条において準用する第562条から第565条までに規定する担保の責任に基づく履行の追完請求、貸付料の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除並びに民法第606条第1項に規定する修繕請求並びに第608条の必要費償還請求及び有益費償還請求を行うことができない。

2 乙は、貸付財産に契約不適合部分（「目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分のこと」をいう。以下同じ。）を発見した場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、当該通知が引渡しの日から2年以内であるときは、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において契約不適合部分を修補することにより履行の追完を行うものとする。

3 前項の規定に基づき甲において契約不適合部分の修補を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。

4 乙は、第2項の契約不適合部分の存在を理由として、民法第559条において準用する第563条から第565条までに規定する担保の責任に基づく貸付料の減額請求、損害賠償請求及び本契約解除を行うことができない。

5 乙は、第2項の契約不適合部分の修補を自ら行った場合において、支出した費用（民法第608条に規定する必要費及び有益費を含む。）を甲に償還請求しないものとする。

6 乙は、第2項の規定に基づき甲において契約不適合部分の修補を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。

7 第2項の規定に基づく甲による契約不適合部分の修補の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、第4項の規定にかかわらず、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができるものとする。

(土地の転貸の禁止)

第13条 乙は、貸付財産を第三者に転貸しようとするときは、事前に、その理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に定める甲の承認は、書面によるものとする。

(賃借権の譲渡)

第14条 乙は、本件賃借権を第三者に譲渡しようとするときは、事前に、その理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に定める甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、本件賃借権を分割し、又は、本件賃借権、建物その他工作物の所有権若しくは保証金返還請求権を分離して譲渡してはならない。

- 4 乙は、第1項の規定に基づき甲の承諾を得て本件賃借権を譲渡するときは、本契約の内容、乙の甲に対する保証金返還請求権及び本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を、本件賃借権を譲り受ける者に承継させなければならない。

(建物の賃貸借等に関する措置)

第15条 乙は、貸付財産を第三者に貸付け、又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定する場合には、当該第三者との間で締結する契約において、建物の敷地が法第22条に規定する定期借地権に基づくものであり、第2条に定める貸付期間の満了により借地権が消滅し、建物を取り壊すことを明示しなければならない。

(財産保全義務)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

- 2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(修繕等)

第17条 乙は、貸付財産の引渡しを受けた後に、貸付財産について修繕又は保存行為（以下「修繕等」という。）を要する箇所が生じた場合は、速やかに甲にその旨を通知するものとし、甲が使用収益に支障があると認めるときに限り、甲において修繕等を行うものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により修繕等の必要が生じた場合は、その修繕等に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき甲において修繕等を行う場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙はこれに協力するものとする。
- 3 乙は、修繕等を要する箇所の存在を理由として損害賠償の請求をすることができず、乙の使用収益が制限されない場合においては、貸付料は減額されない。
- 4 乙は、第1項の規定に基づき甲において修繕等を行うことにより生じた損害について、賠償又は補償請求しないものとする。
- 5 第1項の規定に基づく甲による修繕等の期間中、乙の使用収益が制限される場合においては、貸付料の取扱いについて甲乙協議することができる。

(必要費、有益費の償還請求権の放棄)

第18条 乙は、貸付財産に必要費、有益費（それぞれ、民法第608条に規定する必要費、有益費をいう。）を支出した場合であっても、これを甲に償還請求しないものとする。

(契約履行の調査等)

- 第 19 条 乙は甲に対して、本契約締結の日から第 2 条第 1 項に定める貸付期間満了の日まで、毎年〇月〇日までに、また、甲が必要と認めるときは甲がその旨を通知した後速やかに、財務諸表を提出するものとする。
- 2 乙は甲に対して、本契約締結の日から建築物等をしゅん工させるまでの間、3 箇月毎に建設工事等の事業の進捗状況の報告を行うものとし、甲による現地確認に協力するものとする。
- 3 乙は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)を建築主事に提出する前に、交番施設の建設に係る変更の有無について甲に報告しなければならない。
- 4 乙は甲に対して、貸付契約の相手方を選定又は決定する段階において甲に対して提出した事業収支計画に対して、毎年〇月〇日までに、当該時点までに把握する収支実績及び将来の収支見通しが比較できる資料を提出するものとする。
- 5 甲及び乙は、少なくとも毎年度 1 回は直接面会し、乙は甲に対して、財務状況及び事業収支状況の説明を行うとともに、貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて土地の利用状況等について報告し、甲による利用状況の現地確認に協力するほか、乙は、甲がその業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めたときは、これに協力しなければならない。
- 6 乙は、本契約締結の日から第 2 条第 1 項に定める貸付期間満了の日まで、毎年〇月〇日までに法人登記の現在事項全部証明書等を甲に提出しなければならない。また、第 21 条第 2 項第 1 号に定める役員等に異動があった場合には、遅滞なく甲に通知の上、法人登記の現在事項全部証明書等を、甲に提出しなければならない。
- 7 甲は、乙の財務状況や事業収支等の悪化その他の事由により事業の継続が困難となるおそれがあると考えられる場合には、乙に対し、事業改善等に向けた協議を求めることができる。

(違約金)

- 第 20 条 乙は、第 6 条第 1 項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。
- (1) 前条第 1 項から第 6 項まで又は第 23 条第 1 項に定める義務に違反した場合金(貸付料年額) 円
- (2) 第 4 条、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項に定める義務に違反又は第 22 条第 1 項の規定に基づき本契約を解除した場合金(貸付料年額の 3 倍) 円
- 2 乙は、第 6 条第 1 項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した

場合の違約金は、第6条第2項又は第3項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

- 3 前2項に定める違約金は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 乙が第1項又は第2項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第24条第3項の規定により当該違約金の一部を未経過期間に係る貸付料と相殺したときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、甲が通知する相殺後の金額を納付するものとする。

(甲の契約解除権)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は第12条第2項に規定する契約不適合部分の修補若しくは第17条第1項に規定する修繕等に過分の費用を要する場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 貸付財産又は当該財産上に所在する建物その他工作物を暴力団若しくは法律の規定

に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき

- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(乙による契約の解除)

第22条 第2条第1項の期間中に乙がやむを得ない事由により事業の継続ができなくなり、本契約を解除する場合は、契約の解除を行おうとする日の1年前までに甲に対し書面で申し入れ、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(貸付財産の返還)

第23条 乙は、第2条第1項に定める貸付期間が満了するときは貸付期間満了の日まで、又は、本契約が解除されたときは甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を甲に更地で返還しなければならない。

- 2 乙は甲に対し、第2条第1項に定める貸付期間が満了する日又は前条第1項の規定により本契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
- 3 本契約が終了する日までに貸付財産が更地返還されなかったときは、乙は甲に対し、本契約が終了する日の翌日から更地化するまでの期間に係る貸付料相当額を、損害賠償金として支払わなければならない。
- 4 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は貸付財産の返還に要する費用を乙に請求するものとする。
- 5 前項に定める金員は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 6 乙は、第1項に定める貸付財産の返還に際して、返還に要する費用の償還、その他如何なる名目においても、財産上の請求を一切行うことができない。

(貸付料の清算)

第24条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

- 2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第20条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間に係る貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

(損害賠償)

第25条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が前条第3項の規定により当該損害賠償額の一部を未経過期間に係る貸付料の全部又は一部と相殺したときは、甲が通知する相殺後の金額を納付するものとする。

(遅延利息の算定)

第26条 契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の遅延利息については、次の式により算定するものとする。なお、法定利率は納付期限の翌日の率とする。

算定式	$\text{元本金額} \times \text{【法定利率】} \times (\text{納付期限の翌日から納付の日までの日数} \div 365)$
-----	--

(本契約に係る日割計算)

第27条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年365日当たりの割合とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第28条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が府有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(貸付財産の取得)

第29条 乙は甲に対して、貸付財産の取得要望を行うことはできない。

(契約の費用)

第30条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(事前使用の禁止)

第31条 この貸付合意書締結後、貸付期間の始期までの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

(裁判管轄)

第 32 条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

この合意を証するためこの合意書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

貸付人 (甲) 京都府 知事

借受人 (乙)

別添（第6条第2項関係）

(1)貸付料基礎額の算定

算定式	従前の貸付料 a × スライド率 b
-----	--------------------

a = 改定前の直近分として通知している貸付料（以下「従前の貸付料」という。）
ただし、従前の貸付料が前回改定時に算定した貸付料基礎額を下回っている場合は、
前回改定時に算定した貸付料基礎額

b = (消費者物価指数^{※1} + 地価変動率^{※2}) / 2

※1 総務省が発表する消費者物価指数に基づき甲が設定する。

※2 前回算定時に用いた相続税評価額等と今回改定時の前年の相続税評価額等を比較して甲が設定する。

(2)貸付料の算定

貸付料基礎額と従前の貸付料を比較して、次の各号による調整を行った上で貸付料を算定する。

イ 上記(1)により算定した貸付料基礎額が、従前の貸付料を上回っている場合

- ① 第一年次 従前の貸付料 × 1.05 と 貸付料基礎額のいずれか低い方の額
- ② 第二年次 第一年次の貸付料 × 1.05 と 貸付料基礎額のいずれか低い方の額
- ③ 第三年次 第二年次の貸付料 × 1.05 と 貸付料基礎額のいずれか低い方の額

ロ 上記(1)により算定した貸付料基礎額が、従前の貸付料を下回っている場合

- ① 第一年次 従前の貸付料 × 0.95 と 貸付料基礎額のいずれか高い方の額
- ② 第二年次 第一年次と同額
- ③ 第三年次 第一年次と同額

ハ 上記(1)により算定した貸付料基礎額が、従前の貸付料と同額の場合
貸付料基礎額をもって、各年次の貸付料とする。

交番建物の賃貸借契約に関する覚書

〇〇（以下「甲」という。）と京都府知事（以下「乙」という。）は、交番建物の賃貸借契約に関して下記のとおり合意した。

記

1 契約形式

借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約とする。

2 契約の締結時期

甲が整備をする交番建物のしゅん工後、速やかに賃貸借契約を締結するものとする。

3 契約の満了日

甲が京都府知事と別途締結する京都市下京区猪熊通五条上る柿本町568番・569番合併、京都市下京区堀川通松原下る橋橘町2番に関する借地契約の貸付期間の満了日を踏まえ、土地の返還等に要する期間を考慮して甲乙協議により決定する。

4 年額貸付料

乙が依頼する不動産鑑定士の示す不動産鑑定評価額に基づき甲乙協議により決定する。

以上

本書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲

乙 京都府知事

交番建物の取得等に関する覚書

〇〇（以下「甲」という。）と京都府知事（以下「乙」という。）は、交番建物の取得等に関して下記のとおり合意した。

記

1 交番建物の敷地の分筆

甲は、甲が京都府知事と別途契約する京都市下京区猪熊通五条上る柿本町 568 番・569 番合併、京都市下京区堀川通松原下る橋橋町 2 番に関する府有財産有償貸付契約第 1 条第 1 項に規定する貸付財産のうち東側に位置する場所（堀川通に接道）に交番建物の敷地とする部分を、甲乙協議により確定の上、甲の負担により交番敷地とそれ以外に分筆することとする。

2 交番建物の建設

甲は「交番設計標準（戸建て）」のとおり建物を建設する。

なお、交番建物の仕様及び整備に係る概算額については、甲乙協議により決定し、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

3 交番建物の取得

乙は、交番建物がしゅん工した時点で検査し、必要な機能を有していることを確認することができた場合は、適正な価格（甲が交番建物の整備に当たり負担した交番敷地に係る借地料を含む。）で、当該交番建物を取得するものとする。

4 府有財産有償貸付契約の変更

交番建物の引渡しと同時に、府有財産有償貸付契約第 1 条第 1 項に規定する数量について、本件覚書の 1 により分筆した交番敷地を除く数量等に変更するものとする。なお、変更後の貸付料は、甲乙協議の上、当初貸付料から交番敷地面積分の貸付料相当額を差し引いた金額で決定する。

以上

本書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲

乙 京都府知事

参加申込み提出書類一覧

参加申込みに当たり、次の書類（No. 1～12）を各 1 部提出すること。

No.	様式 番号	提出書類	備 考
1	1	参加申込書	複数の法人で構成するグループによる申込み（以下「共同申込み」とする。）の場合、参加手続きを行う代表法人を申込者の欄に記載するとともに、その他の全ての法人を共同申込みの欄に記載すること。なお、落札後には代表法人が貸付契約を締結すること。
2	2	誓約書	—
3	—	法人登記簿謄本	発行日から 3 箇月以内のもの
4	3	委任状	入札当日の提出でも可
5	—	法人定款	最新のもの
6	4	役員等一覧表	—
7	—	印鑑証明書	発行日から 3 箇月以内のもの
8	—	府税納税証明書	発行日から 3 箇月以内のもの
9	—	消費税及び地方消費税納税証明書	発行日から 3 箇月以内のもの
10	—	直近 3 箇年の財務諸表	貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書・勘定科目内訳明細書等の法令等に基づき作成された決算書類
11	5	事業計画書	—
12	—	返信用封筒	定形サイズの封筒に申込書の住所、氏名及び郵便番号を記入し、460 円分の切手を貼付したもの

（注意）

- ・原則、A 4 判又は A 3 判により提出すること。
- ・共同申込みの場合、全法人分の No. 3～10 書類を提出すること。
- ・様式の記載欄が不足する場合には行等を適宜追加すること。

〔様式1〕

参 加 申 込 書

京 都 府 知 事 様

【申 込 事 業 者】

所 在 地 (〒 -)

法人名称及び代表者名

⑩

電 話 番 号 () -

【共同申込みの場合】

所 在 地 (〒 -)

法人名称及び代表者名

⑩

電 話 番 号 () -

令和6年9月2日付で公告のありました府有財産の貸付に係る一般競争入札について、関係書類を添付して参加を申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

(連絡先) 法人名称・部署 :

氏 名 :

電 話 :

※ 共同申込みの場合

- ・ 申込者の欄に、グループを代表して参加手続きを行う法人の住所及び氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)すること。
- ・ 共同申込みの欄に、代表法人(申込者)を除く他の法人の住所及び氏名を記入し、押印(印鑑登録されているものに限る。)すること。

(注意) 受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受付印

[様式2]

誓 約 書

私は、京都府が実施する令和6年度府有地貸付に係る一般競争入札の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 令和6年度府有財産貸付入札要綱第3に記載する事項に該当いたしません。
- 2 申込みに際し、物件調書、府有財産有償貸付契約書、交番建物の賃貸借契約に関する覚書、交番建物の取得等に関する覚書、本物件の法令上の規制等、全て承知の上で参加いたします。
- 3 本物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守します。

年 月 日

京 都 府 知 事 様

【申 込 者】

所 在 地 (〒 -)

法人名称及び代表者名

㊟

【共同応募の場合】

所 在 地 (〒 -)

法人名称及び代表者名

㊟

[様式3]

委 任 状

年 月 日

私は、令和6年度府有地貸付に係る一般競争入札に参加するに当たり、下記のとおり、代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

府有地（京都市下京区猪熊通五条下る柿本町 568 番・569 番合併、京都市下京区堀川通松原下る橋橋町 2 番）貸付の一般競争入札に関する一切の権限

2 代理人

住 所

氏 名

代 理 人 使 用 印

入札申込者

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代 表 者 名

□
(印鑑証明印)

(注) 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。
代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

[様式4]

役 員 等 一 覧 表

法人名称	
代表者	
所在地	

役職名	氏 ^{ふりがな} 名	性別	生年月日
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注意) 本様式には、次に掲げる者を記載すること。

(1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員

(2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

(3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

[様式5]

事業計画書

交番建物整備に関する事業計画

交番建物を

合築 ・ 分棟 で整備予定

京都府総務部府有資産活用課 宛

(メールアドレス huyushisan@pref.kyoto.lg.jp)

現地説明会参加申込書

参加法人名	
部署名	
担当者名	
連絡先	
参加者氏名	

※令和6年9月10日（火）午後5時までにお申込みください。

《記入例：本人が入札する場合》 ※入札書は、入札当日にお渡しします。

入札書

金額	(50年間の総額)	¥	2	億	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	(年額貸付料)	¥	5	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和6年度 府有財産貸付入札要綱等を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和6年10月22日

入札者

住所 京都市〇〇区△△町1-2-3
氏名 京都太郎 印
(法人名) (印鑑証明印)
(代表者名)

代理人

住所
氏名 印
(代理人使用印)

京都府知事様

《記入例：代理人が入札する場合》 ※入札書は、入札当日にお渡しします。

入札書

金額	(50年間の総額)	¥	2	億	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	(年額貸付料)	¥	5	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和6年度 府有財産貸付入札要綱等を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和6年10月22日

入札者

住所 京都市〇〇区△△町1-2-3
氏名 京都太郎 印
(法人名) (印鑑証明印)
(代表者名)

代理人

住所 京都市〇〇区△△町1-2-3
氏名 烏丸次郎 印
(代理人使用印)

京都府知事様

お問い合わせ先・受付

京都府総務部府有資産活用課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館6階

電話 075-414-5434

FAX 075-414-5399

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時)



※ 府庁までの交通機関

- 地下鉄
京都駅から市営地下鉄烏丸線「丸太町」下車、または二条駅から市営地下鉄東西線乗車、「烏丸御池」で烏丸線に乗換え、「丸太町」下車、徒歩10分
- 市バス
三条京阪から10系統、京阪神宮丸太町から93系統、202系統、204系統、「文化庁前・府庁前」下車徒歩5分